

IV 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

<年度>
申告の年度を記載してください。

<所有者コード、資産コード>
記載する必要はありません。

<資産の種類>
下の表に対応する数字を記載してください。

番号	資産の種類
1	構築物(建物附属設備を含む)
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<資産の名称等>
資産の名称等を記載してください。

<取得年月>
資産を取得した年月を和暦で記載してください。
なお、年号については、**1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和**とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。

※国税局長の承認を得て耐用年数の短縮を行っている場合の「耐用年数」の欄の記載方法
法人税法施行令及び所得税法施行令の改正に伴い、平成24年度分の固定資産税から、短縮耐用年数に係る取扱いが変わりました。このため、「耐用年数」の欄には、以下の①、②の区分に応じて、それぞれ以下のとおり記載してください。

① 法人の場合で、平成23年4月1日以後に開始した事業年度において平成23年6月30日以後に承認を得た場合又は個人の場合で、平成24年1月1日以後に承認を得た場合
承認を得た**未経過使用可能期間(年)**を記載してください。

② ①以外の場合
承認を得た**短縮耐用年数**を記載してください。

<耐用年数>
耐用年数省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く。)に掲げる耐用年数を記載してください。
なお、中古資産については、見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。
国税局長の承認を得て**耐用年数の短縮**を行っている場合は、本ページ左下の点線枠内の記載方法(※)を参照し、それぞれ年数を記載してください。
また、耐用年数の短縮を行っている場合は、必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。
なお、法人税法施行令第57条第7項若しくは第8項又は所得税法施行令第130条第7項若しくは第8項の規定により届出書を提出した場合は、その「届出書」の写し及び既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

令和7年度 種類別明細書(増加)

行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額
					年	月	日	
01	2		業務用オープン	1	5	06	04	100
02	2		包装設備	1	5	06	05	50
03	2		成型機	1	5	05	11	80
04	2		冷蔵ショーケース	2	4	18	02	120
05								
06								
07								
08								
09								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
小計								

<数量>
資産の数量を記載してください。

<小計>
ページごとの資産の取得価額の合計を記載してください。
増減資産申告の場合、この欄の額の合計は償却資産申告書の取得価額(ハ)(前年中に取得したもの)の合計と同じです。

注意 取得年月の「年号」の欄は、1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移譲

<取得価額>

当該資産の取得価額を記載してください。
 取得価額とは、資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。
 なお、取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、**圧縮記帳の制度は認められていません**ので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記載してください。
 また、固定資産税では、事業専用割合等による取得価額のおん分は認められていませんので、その資産の取得価額を記載してください。

<減価残存率>

記載する必要はありません。
 ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、6ページの<減価残存率表>により耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。

<課税標準の特例>

記載する必要はありません。
 ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。
 (例) 9 / 10の特例 → 9 1 0
 2 / 3の特例 → 2 0 3

<所有者名等>

氏名又は名称を記載してください。
 また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

<増加事由>

当該資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

資産・全資産用)

所有者名
 枚のうち
 枚目
 廣島製パン株式会社

取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要
7,525,300	10	1.0				①	
1,295,000	09	0.9				①	
627,500	09	0.9				①	申告もれ
906,000	06	0.6				①	今年4月 市町村から

<価額>

記載する必要はありません。
 ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、6ページの算式によって計算した資産の価額を記載してください。

<課税標準額>

記載する必要はありません。
 ただし、電算処理方式により全資産申告を行う場合は、個々の資産の価額を記載してください。
 なお、課税標準額の特例の適用を受ける資産については、個々の資産の価額に特例率を乗じた額を記載してください。

<摘要>

当該資産について、次のような事項を記載してください。

- ① 課税標準の特例資産である場合は、その適用条項(例: 地方税法第349条の3第1項)
- ② 他の市(区)町村からの移動等により受入れた資産については、その場所と移動の年月
- ③ **過去の年度の申告もれ資産の場合、その旨の表示(例「申告もれ」)**
- ④ 耐用年数の短縮を行っている資産については、その旨の表示
- ⑤ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
- ⑥ 耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
 - a 過去の年度において誤って申告した耐用年数を修正する場合
(例: 耐用年数誤り、旧12年)
 - b 平成20年度税制改正における耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した場合
(例: 省令改正による変更、旧15年)
- ⑦ 増加事由がその他の場合は、その増加の理由
- ⑧ その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項

昭和、4、平成、5、令和とし、それぞれに対応する数字を記載してください。
 動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。